

狩猟解禁

●問合先
市役所経済課
農業振興G
内線264

▼狩猟解禁期間
11月15日(金)～

平成26年2月15日(土)

●市民の皆さんへ

狩猟期間中は、パトロー
ルや看板設置等で狩猟者に
対して注意を呼び掛けてい
ますが、次のことに注意し
危険防止に努めましょう。

- ・特定猟具使用禁止区域
外・鳥獣保護区域外での
散歩には十分注意する
- ・銃声のする場所へは、原
則立ち入らない

◎狩猟に伴う危険と思われ
る行為や事故を見聞した
ときは、最寄りの警察に
通報してください。

●狩猟者の皆さんへ

次のルールをよく守り、
特に危険防止には十分注意
しましょう。

- ・狩猟者登録証・記章・鉄
砲所持許可証を所持し、
オレンジ色の帽子とベス
トを着用する



※鳥獣保護区域…狩猟が禁止されている区域
※特定猟具使用禁止区域…銃による狩猟が禁止されている区域

- ・指定地区以外での狩猟な
どの違反行為をしない
- ・発砲する際は目標物の狙
い先を十分に確認する
- ・銃の運搬時には弾を抜き
銃袋をする
- ・火災などを起こさないよ
う十分に気を付ける
- ・銃は十分に点検し、自分
の管理下で管理する
- ・実包を車の中に置き去り
にしない
- ・住宅地に向けての発砲や
水平撃をしない
- ・電線に向かって発砲をし
ない

取手市医師会健康教室

急に具合が悪くなったら(医療機関のかかり方)

今回は、急に具合が悪く
なったときの医療機関での
受診の仕方について説明し
ます。

日本における救急医療体
制は、重症度に応じて次の
3段階で対応されており、
効率的に医療機関を選択す
ること、真の重症者を救
命することになります。

一次(初期)救急医療

入院の必要がなく、外来
で対処・帰宅が可能な患者
への対応機関

二次救急医療

入院治療を必要とする患
者に対応する機関

三次救急医療

二次救急医療で対応でき
ない複数診療科にわたる特
に高度な処置が必要、また
は重篤な患者への対応機関
具体的には、急性心筋梗
塞、多発外傷、重症熱傷な
ど、ICUでの治療が必要
な方への医療です。

「待たされないから時間
外に受診する」といった方
が時々いますが、地域の救
急体制にとってマイナスと

なります。一次救急医療の
主な医療機関は、皆さんの
ホームドクター(かかりつ
け医)です。日ごろから、
いざというときのために自
分のかかりつけ医を決めて
おくことが大切です。また、
休日や夜間に不安不明な点
が生じたら、近隣の消防署
に問い合わせすることも可
能です。なお、取手市医師
会も、休日夜間診療所を取
手市医師会病院内に開設し
ていますのでご利用ください。

二次救急以上は、主に病
院が受け持つことになりま
す。初めての病院で受診さ
れる場合は、持病や現在の
内服薬の説明、お薬手帳の
持参をお願いします。血液
サラサラ薬(抗凝固剤)を
服用中の方が病院への説明
がないまま手術になると、
非常に危険な事態が生じる
可能性があります。

地域の限られた医療資源
を有効に利用することが地
域の救急医療体制を守るこ
とになります。ご協力をよ
ろしく願います。